

別表第十六その三（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その三繰下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

第号

公用令書
(取扱物資の保管)
住所
氏名
(法人については、その名称)
第103条第1項本文
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第1項ただし書の規定に基
第103条第2項
づき、次のとおり取扱物資の保管を命ずる。
年 月 日
処分者 印

種類	
数量	
保管すべき場所	
保管すべき期間	
保管する理由	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。